

佐 野 市 根 古 屋 森 林 公 園

指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月

佐野市産業文化スポーツ部観光推進課

目 次

1	指定管理者制度について	2
2	対象施設の概要等	2
	（1）名称	
	（2）所在地	
	（3）施設概要	
	（4）設置目的	
	（5）運営状況	
3－1	申請資格	2
3－2	申請時点の要件	3
4	指定期間	4
5	指定管理者が管理する施設の管理基準	4
	（1）宿泊施設供用時間	
	（2）供用日	
	（3）使用・利用許可の基準	
	（4）関係法令の遵守	
	（5）質の高いサービスの提供	
	（6）適切な施設の維持管理	
	（7）個人情報等の取扱い	
	（8）守秘義務	
	（9）情報公開	
	（10）文書等の管理について	
6	指定管理者が行う業務の範囲	5
7	リスク分担	5
8	指定管理に関する経費	5
9	指定管理者の審査・選定の方法	6
	（1）基本的な考え方	
	（2）選定方法	
	（3）審査基準	
10	選定結果の通知	6
11	基本協定・年度協定の締結	6
12	指定辞退等による賠償責任	6
13	指定管理者の指定の取消し	6
14	指定までのスケジュール	7
15	応募手続等	7
	（1）申請書類等の提出方法等	
	（2）提出書類	
	（3）申請に当たっての留意点	
16	問合先及び書類の提出先	8
別紙1	危険負担表	
別紙2	一次審査の基準	
別紙3	二次審査の基準	
別紙4	「提出書類一覧」及び「提出書類様式」	

[添付書類]

- 1 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- 2 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- 3 佐野市観光施設条例
- 4 佐野市観光施設条例施行規則

[資料] 佐野市根古屋森林公園管理業務仕様書

佐野市根古屋森林公園指定管理者募集要項

佐野市が設置している、佐野市根古屋森林公園（以下「指定施設」という。）について、佐野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができる指定管理者の候補者を募集します。

1 指定管理者制度について

公の施設の管理は、従来、地方公共団体が2分の1以上出資している法人や公共団体などに限って委託することができましたが（管理委託制度）、平成15年に地方自治法が改正され、民間事業者などの法人や団体などについても議会の議決を経て管理者に指定し、管理させることが可能となりました。（指定管理者制度）

佐野市における公の施設の設置目的を十分に理解され、指定施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上や行政コストの縮減などを図ることを目的として指定管理者の候補者を選定するものです。

2 対象施設の概要等

- (1) 名称 佐野市根古屋森林公園
- (2) 所在地 佐野市飛駒町2299番地
- (3) 施設概要 (佐野市根古屋森林公園) コテージ(8人用) 1棟、(6人用・風呂付) 6棟、(5人用) 2棟、テントサイト10か所、バーベキュー広場10か所、炊事場、トイレ、遊具
(貸農園クラインガルテン) 休憩小屋付農園5棟、農園29区画
体験農園1区画、農機具倉庫1棟、四阿1棟
(飛駒和紙会館) 本屋、ボイラー室
(根古屋亭) 店舗、厨房、食品庫、トイレ、和室(12畳) 2部屋
- (4) 設置目的 市の優れた自然、歴史及び文化を活用し、市民に憩いとやすらぎの場を提供するとともに、観光客の誘致を促進し、都市との交流、観光振興及び地域の発展に資することを目的とする。

(5) 運営状況

①収入支出の状況

年 度	収入(千円)	支出(千円)
令和7年度決算	17,471	17,319
令和6年度決算	17,368	16,734

②利用者数

年 度	年間利用者(人)
令和7年度	1,401
令和6年度	1,615

3-1 申請資格

申請資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること
- (2) 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）第2条の2に掲げる欠格事由に該当しないこと
 - ① 市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が代表者等の役員、

顧問その他の職に就いている団体（資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に出資しているものを含む。）。ただし、市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体を除く。

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている団体
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体（以下「暴力団等」という。）又は代表者その他の役員が同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団等の関係者である団体
 - ④ 手続条例第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない団体
- (3) 団体またはその代表者が、次に掲げる事項に該当しないこと
- ① 地方自治法施行令第167条の4及び佐野市競争入札参加者指名停止要綱の規定に該当するもの
 - ② 国税、県税、市税に未納がある者（納期限が到来していない場合を除く。）
- (4) 管理運営のために必要な免許・資格を有すること
- (5) 複数の企業により構成される共同事業体（コンソーシアム）である場合は、次の要件を満たしていること。
- ・ 構成員が本施設の指定管理者の応募にあたり、他の共同事業体の構成員として、又は単独での応募を行っていないこと。
 - ・ 共同事業体内の責任の所在及び業務分担等を明確化するために、構成団体間で「共同事業体協定書兼委任状」を締結するものとする。
 - ・ 代表者を含む構成員すべてが申請資格の（1）～（3）の要件を満たしていること。

3-2 申請時点の要件

令和5年7月1日から募集開始日（令和8年7月1日）までの期間において、市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が、申請団体（※）の代表者等の役員、顧問その他の職に就いていたことがある場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

※ここでいう「申請団体」とは、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の2第1項第1号の「欠格事由」に該当する団体に準じます。

したがって、

- ① 「資本金等の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に出資しているもの」を含みます。
- ② 「市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体」は除きます。

【留意事項】

本要件は申請時点での要件とし、指定管理者の候補者として選定された後は、本要件は適用しません。

（例）指定管理者の候補者として選定された日以降に行われた市長選挙、市議会議員選挙において当選した者が、令和5年7月1日から募集開始日（令和8年7月1日）までの期間に申請団体の代表者等の役員、顧問その他の職を務めていた場合であっても、欠格とはなりません。

ただし、手続条例第2条の2第1項第1号の「欠格事由」は引き続き適用されます。したがって、新たに市長や市議会議員に当選した者が、指定管理者である団体等（指定管理者候補者も含む）の役員等に現職として就いている場合、市長や市議会議員に就任する日の前日までに当該役員等を辞職しないと、手続条例第2条の2第1項第1号の「欠格事由」に該当し、指定管理者である団体等は欠格となることから、指定が取り消されることとなります。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とします。

5 指定管理者が管理する施設の管理基準

指定管理者は、次に掲げる管理の基準に従い、指定施設の適正な管理を行うものとします。

(1) 宿泊施設供用時間

宿泊 午後1時から翌日の午前10時まで
休憩 午前10時から午後4時まで
キャンプ 午前10時から翌日の午前9時まで

(2) 供用日

① 佐野市根古屋森林公園

1月6日から12月26日まで

ただし、火曜日（その日が休日に当たるときはその翌日）を除く。

② 貸農園クラインガルテン

通年

③ 飛駒和紙会館

土曜日、日曜日及び休日

7月20日から8月31日までは毎日（ただし、根古屋森林公園の休業日を除く。）

④ 根古屋亭

土曜日、日曜日及び休日

7月20日から8月31日までは毎日（ただし、水曜日を除く。）

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、供用時間及び供用日を変更することができる。

(3) 使用・利用許可の基準

① 施設の利用の制限に関する事項

・佐野市観光施設条例（平成17年佐野市条例第262号）第8条に定める場合は、使用の許可をしないことができる。

・条例第9条に該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は中止することができる。

② 施設の使用の許可について

佐野市観光施設条例施行規則（平成17年佐野市規則第166号）に従うこと。

(4) 関係法令の遵守

関係法令、条例等を遵守し、指定施設の適正な管理を行うこととします。

①地方自治法、旅館業法等の宿泊施設に関連する法令、労働関係法令、佐野市観光施設条例及び同条例施行規則など、関連する法令等を遵守し、業務を行ってください。

②指定管理者が行う利用の許可その他の条例に基づく処分については、佐野市行政手続条例が適用されます。

(5) 質の高いサービスの提供

公の施設である指定施設の設置目的と役割を十分に理解し、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できるよう、物的能力及び人的能力の確保に努めてください。

(6) 適切な施設の維持管理

施設設備及び備品について、施設の機能を最大限発揮できるよう、適切な維持管理を行ってください。

(7) 個人情報等の取扱い

指定管理者は、個人情報の適正管理に関して個人情報の保護に関する法律に基づき、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければなりません。

・個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。

・個人情報の漏えい、滅失、損傷等を防止すること。

・事務事業の執行上保有する必要がなくなった個人情報については、原則として確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。

(8) 守秘義務

施設の管理運営業務上、知りえた秘密を第三者に漏らすことのないようにしてください。指定期

間の終了又は指定の取消し後も同様とします。

(9) 情報公開

佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）第21条の2の規定に基づき、業務上作成し、又は取得した文書等について、適切な情報公開を行えるよう、必要な措置を講じてください。

(10) 文書等の管理について

指定管理業務を円滑に実施するため、指定管理業務を開始する一定前の時期までに、文書等の管理に関する規定を作成、管理帳簿書類を作成し、適切に管理・保存してください。また、指定の終了後に、市の指示に従い引き渡してください。

※詳細は資料「業務仕様書」を参照してください。

6 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。なお、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得ることとします。

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設における行為の許可に関する業務
- (3) 施設の利用の許可に関する業務
- (4) 施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

※詳細は資料「業務仕様書」を参照してください。

7 リスク分担

社会情勢や環境の変化などに伴い、新たな経費等を要することとなった場合、その負担については、原則として別紙1「危険負担表」に掲げる内容に基づくものとします。なお、危険負担表にない項目や、内容に疑義が生じた場合は、両者協議の上解決するものとします。

8 指定管理に関する経費

- (1) 指定管理者は、会計年度ごとに決定する市が支払う指定管理料により、管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。
- (2) 指定管理料の算定基準
 - ①指定管理料の予定金額
指定の期間（令和9年度から令和11年度まで）の指定管理料の総額は、次に掲げる金額以内とします。
57,885千円
 - ②市が支払う指定管理料に含まれるもの
人件費
物件費（消耗品費、修繕費、燃料代、光熱水費、維持管理等に要する経費）
修繕費は、一件当たり20万円以下のものを指定管理者の負担とし、一件当たり20万円を超えるものを市の負担とすることを原則とします。
事務費
 - ③物品の貸与
業務に要する主要な物品について市で貸出しが可能な物については、市が無償で貸し出します。
- (3) 指定管理料は会計年度ごとに市と指定管理者の協議に基づき決定します。
- (4) 原則、指定管理料は精算しませんが、例外的に光熱費など経費が大きく増減することが見込まれるものについては、収支計画書との乖離が発生した場合協議の上、精算を行う協定を結ぶこととします。
- (5) 各年度の業務収支報告書において、指定管理料を含めた収入の合計額が、管理運営経費を含めた支出の合計を上回る場合、その超過した額の50%を市に還元することとします。
（ただし、還元額は指定管理料の金額を上限とします。）
- (6) 施設の利用料金（使用料）は指定管理者の収入となります。
- (7) 市が提案を求め、審査により市が認めた指定管理者が行う指定事業の収入は指定管理者の収入となります。

- (8) 指定管理料は、会計年度（４月１日から翌年の３月３１日まで）ごとに指定管理者の請求に基づき、四半期ごとに分割して支払います。支払時期や額、方法は「年度協定」にて定めます。
- (9) 法人税等について
指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②事業を行う者にかかる事業所税、③新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①及び②については佐野市役所市民税課、③については佐野市役所資産税課にお問い合わせください。
なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

9 指定管理者の審査・選定の方法

- (1) 基本的な考え方
公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。
指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。
そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。
- (2) 選定方法
提出された申請書の審査については、申請資格等に該当するかどうかを審査する一次審査と、一次審査を通過した応募者について、事業計画書等の内容を審査する二次審査を行います。二次審査は申請者からのプレゼンテーションを踏まえて採点を行います。
審査は、副市長（委員長）、行政経営部長（副委員長）、総合政策部長、学識経験者で構成する選定委員会において非公開で行います（審査結果については、後日公開いたします。）。
- (3) 審査基準
一次審査（資格及び書類審査）の審査項目は別紙２のとおりとし、二次審査（提案内容等による審査）については、別紙３の審査基準に基づき、事業者より提出された事業計画書を審査し、選定委員会当日に行われるヒアリングの内容を加味して採点、選定を行います。

10 選定結果の通知

一次審査の結果については、申請のあった団体のうち、失格の場合のみ１０月１日までに文書で通知します。

二次審査の結果については、１１月上旬までに応募した全ての事業者に「指定管理者の候補者選定（不選定）通知書」を送付します。

なお、指定管理者の指定に当たっては、議会の議決を経て決定となります。「指定管理者の候補者選定通知」をもって、指定管理者として指定されることを約束するものではありません。

11 基本協定・年度協定の締結

市議会の指定議案の議決後、従来の管理委託における委託契約書に代わるものとして、市と指定管理者との協議に基づき、指定期間共通の①**基本協定**と、年度ごとに決定する指定管理料の額や特記事項等について定める②**年度協定**を締結します。

12 指定辞退等による賠償責任

指定管理者の候補者として選定された事業者は、正当な理由なく指定の辞退又は協定の締結拒否をした場合、市に生じた損失の賠償責任を負うものとします。

13 指定管理者の指定の取消し

正当な理由がなく住民が施設を利用することを拒んだり、不当な差別的取扱いを行ったり、指定管理者の経営状況が著しく悪化したりするなど、適正な管理に重大な支障が生じ、又は生じるおそれがある場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

14 指定までのスケジュール

(1) 募集要項の公表・配布

令和8年7月1日（水）から令和8年8月21日（金）まで

市のホームページへ掲載するほか、佐野市産業文化スポーツ部観光推進課（佐野市高砂町1番地・佐野市役所3階）窓口において配布いたします。ただし、観光推進課窓口の取扱いは月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の午前8時30分から午後5時までとします。質問の受付等についても同様です。

(2) 説明会の開催

令和8年7月23日（木） 午前10時から

佐野市根古屋森林公園管理棟において開催いたします。

参加希望者は前もって、説明会参加申込書（添付書類5）を7月16日（木）までに（必着）観光推進課まで郵送・FAX・電子メール又は持参により申込みをしてください。参加者は1団体につき3名までとします。

質問事項の通知等は本説明会の参加者名簿を基本に行いますので、応募を予定する事業者は必ず参加してください。

(3) 質問受付期間

令和8年7月24日（金）から令和8年7月31日（金）

質問書（添付書類6）により質問の内容（1枚につき1件）を簡潔にまとめて、観光推進課まで郵送・FAX・電子メールまたは持参により提出してください。

(4) 申請書受付期間

令和8年8月24日（月）から令和8年8月27日（木）まで

この期間内に直接申請書を観光推進課に持参してください（郵送での受付はいたしません。）。

(5) 一次審査（資格審査等）

令和8年9月上旬

(6) 二次審査（提案内容等審査）

令和8年10月中旬～下旬

(7) 選定結果の通知・公表

二次審査開催日以降

選定結果については選定・不選定いずれの場合においても通知し、指定管理者の指定については公表します。

(8) 市議会へ指定議案を上程

令和8年12月

(9) 指定の通知

令和8年12月下旬

(10) 基本協定の締結

令和9年1月以降

(11) 事務引継

基本協定の締結後

(12) 年度協定の締結・指定期間開始

令和9年4月1日（木）

15 応募手続等

(1) 申請書類等の提出方法等

市のホームページ又は観光推進課で書類を入手し、観光推進課へ直接提出してください（郵送、ファクシミリ等による送付、受付はいたしません。）。

申請受付期間は、令和8年8月24日（月）から令和8年8月27日（木）までとします（ただし、受付時間は、土、日、国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時までとします。）。

なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、申請受付期間内は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「提出書類様式」のとおり

(3) 申請に当たっての留意点

①接触の禁止

審査委員、市職員、その他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

②重複申請の禁止

1 団体の申請は 1 施設につき 1 つとし、グループの構成団体として同一の施設について申請することはできません。また、グループで申請を行った場合、グループを分割し、又は個々の団体として同一施設に申請することはできません。

団体又はグループが複数の施設について申請することは構いません。

③申請内容変更の禁止

申請書類等の内容を変更することはできません（軽易なものを除く。）。

④虚偽の記載をした場合の無効

申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑤申請書類の取扱い

申請書類等は理由のいかんにかかわらず返却しません。

⑥申請の辞退

申請を行った後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

⑦費用負担

申請に関する費用は、全て申請者の負担とします。

⑧提出書類の取扱い・著作権

申請書類等の著作権は、各申請者に帰属します。なお、本施設の管理運営に関し公表する場合、その他市が必要と認める場合には、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

⑨追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

⑩資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

⑪公文書

申請書類は、佐野市情報公開条例第 2 条に定める公文書になります。

16 問合せ及び書類の提出先

佐野市役所産業文化スポーツ部観光推進課（担当：増渕）

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

佐野市役所 3階東

電話：0283-27-3011

FAX：0283-20-3029